

## 飲料水等に係る汚染物質等基準値の比較(残留農薬を除く)

(単位 mg/L)

評価 依頼	項目	区分	水道法		食品衛生法				CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	WHO 飲料水ガイド ライン(第3版)	備考			
			水道水		ミネラルウォーター類		清涼飲料水							
			水質基準	水質管理目標	原水基準	成分規格	原水基準	成分規格						
◎	カドミウム	無機物	0.01		0.01	不検出	0.01	不検出	0.003	0.003				
○	水銀	無機物	0.0005		0.0005		0.0005		0.001	0.006	総水銀			
○	セレン	無機物	0.01		0.01				0.01	0.01				
○	鉛	無機物	0.01		0.05	不検出	0.1	不検出	0.01	0.01				
○	ヒ素	無機物	0.01		0.05	不検出	0.05	不検出	0.01(総ヒ素)	0.01				
○	六価クロム	無機物	0.05		0.05		0.05		0.05(総クロム)	0.05	総クロム			
○	ジアン	無機物	0.01		0.01		0.01		0.07	0.07				
○	硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	無機物	10		10		10		硝酸:50 亜硝酸:0.1	(急性) 3(慢性0.2)				
○	フッ素	無機物	0.8		2		0.8		表示規制有り	1.5				
○	ホウ素	無機物	1.0		30(ホウ酸)				5	0.5				
◎	四塩化炭素	有機物	0.002							0.004				
◎	1,4-ジオキサン	有機物	0.05							0.05				
◎	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラン ジス-1,2-ジクロロエチレン	有機物	0.04							0.05	和(シストラヌス)			
◎	ジクロロメタン	有機物	0.02							0.02				
◎	テトラクロロエチレン	有機物	0.01							0.04				
◎	トリクロロエチレン	有機物	0.03							0.02				
◎	ベンゼン	有機物	0.01							0.01				
◎	塩素酸	消毒剤	0.6							0.7				
○	クロロ酢酸	消毒副生成物	0.02							0.02				
○	クロロホルム	消毒副生成物	0.06							0.3				
○	ジクロロ酢酸	消毒副生成物	0.04							0.05				
○	シブロモクロロメタン	消毒副生成物	0.1							0.1				
◎	臭素酸	消毒副生成物	0.01							0.01				
○	総トリハロメタン	消毒副生成物	0.1											
○	トリクロロ酢酸	消毒副生成物	0.2							0.2				
○	プロモジクロロメタン	消毒副生成物	0.03							0.06				
○	プロモホルム	消毒副生成物	0.09							0.1				
◎	ホルムアルデヒド	消毒副生成物	0.08											
	亜鉛	無機物	1.0		5		1							
	アルミニウム	無機物	0.2	0.1										
	鉄	無機物	0.3				0.3							
◎	銅	無機物	1.0		1		1.0		1	2				
	ナトリウム	無機物	200											
○	マンガン	無機物	0.05	0.01	2		0.3		0.4	0.4				
	塩素イオン	無機物	200				200							
	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	無機物	300	10以上100以下			300							
	蒸発残留物	無機物	500	30以上200以下			500							
	陰イオン界面活性剤	有機物	0.2				0.5		不検出					
	ジエオスミン	有機物	0.00001											
	2-メチルイソボルネオール	有機物	0.00001											
	非イオン界面活性剤	有機物	0.02						不検出					
	フェノール類	有機物	0.005				0.005							
	有機物(TOC)	有機物	3											
	pH値	性状	5.8以上8.6以下	7.5程度			5.8以上8.6以下							
	味	性状	異常でないこと				異常でないこと							
	臭気	性状	異常でないこと				異常でないこと							
	色度	性状	5度以下				5度以下							
	濁度	性状	2度以下	1度以下			2度以下							
○	アンチモン	無機物	0.015					0.005	0.02					
○	ウラン	無機物	0.002						0.015					
○	ニッケル	無機物	0.01					0.02	0.07					
○	亜硝酸性窒素	無機物	0.05					0.1	亜硝酸:3(慢性0.2)					
◎	1,2-ジクロロエタン	有機物	0.004						0.03					
◎	1,1,2-トリクロロエタン	有機物	0.006						-					
○	トルエン	有機物	0.2						0.7					
○	フル酸ジ-2-エチルヘキシル	有機物	0.1						0.008					
○	亜塩素酸	消毒剤	0.6							0.7				
○	二酸化塩素	消毒剤	0.6											
○	ジクロロアセトニトリル	消毒副生成物	0.01							0.02				
○	抱水クロラール	消毒副生成物	0.02							-				
○	残留塩素	消毒剤	1							5				
	遊離炭酸	有機物	20											
○	1,1,1-トリクロロエタン	有機物	0.3							-				
○	メチル-tブチルエーテル	有機物	0.02							-				
	有機物等(KMnO <sub>4</sub> )	有機物	3	12			10							
	臭気強度(TON)	性状	3以下											
	腐食性(ラゲリア指數)	性状	-1以上極力0											
	従属栄養細菌	微生物	2,000 CFU/ml											
◎	1,1-ジクロロエタン	有機物	0.1											
	混濁	性状				認めない		認めない			原材料等に由来するものを除く			
	沈殿物	性状				認めない		認めない			原材料等に由来するものを除く			
	スズ	無機物				150.0 ppm		150.0 ppm						
	一般細菌	微生物	100 CFU/ml		100 CFU/ml		100 CFU/ml		不検出(病原微生物)					
	大腸菌群	微生物	不検出(大腸菌)		不検出		不検出		不検出		未殺菌・未除菌のもの			
	腸球菌	微生物							不検出		未殺菌・未除菌のもの			
	緑膿菌	微生物							不検出					
	有機リン	有機物						0.1						
○	ハリウム	無機物		1					0.7	0.7				
	硫化物(H <sub>2</sub> S)	無機物		0.05										

◎ 食品安全委員会から評価結果を受理した項目